

元年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号						
1	R1.11.7	R2.3.6	・法的意見書 ・オリンピック大会の管理に関するテクニカルマニュアル等	91	1						1	1							(3号)組織委員会が、公にしないとの条件でIOCから提供を受けた情報であり、これを公にすることにより、IOCからの信頼を損なうなど、組織委員会の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)組織委員会が、公にしないとの条件でIOCから提供を受けた情報であり、これを公にすることにより、IOC及び組織委員会からの信頼を損なうなど、都の大会関連事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課		
2	R2.1.17	R2.3.6	マラソン・競歩コース変更の検討に関する電話問い合わせについて（令和元年10月17日～11月1日）	29	1															オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課		
3	R2.1.17	R2.3.6	・法的意見書 ・オリンピック大会の管理に関するテクニカルマニュアル等	91	1						1	1		1						(3号)組織委員会が、公にしないとの条件でIOCから提供を受けた情報であり、これを公にすることにより、IOCからの信頼を損なうなど、組織委員会の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)組織委員会が、公にしないとの条件でIOCから提供を受けた情報であり、これを公にすることにより、IOC及び組織委員会からの信頼を損なうなど、都の大会関連事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課	
4	R2.1.17	R2.3.6	・テクニカルワーキンググループに関する組織委員会とのメール ・四者協議に関する組織委員会とのメール	7	1					1	1	1		1						(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 (3号)当該法人の内部管理情報であり、公にすることにより事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量に寄せられるなど、当該職員の仕事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課	
5	R2.1.11	R2.3.11	東京2020オリンピック競技大会輸送デポ管理施設等整備工事	155								1								(4号)大会時のセキュリティに関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課	
6	R2.2.28	R2.3.13	新型コロナウイルスの感染拡大の防止措置について	3	1																オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部事業推進課	
7	R2.1.17	R2.3.17	オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ推進対策特別委員会資料の情報提供メール	6	1									1							(6号)公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量に寄せられるなど、当該職員の仕事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課